

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 2 9 年度第 2 回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開 催 日 時	平成 2 9 年 1 2 月 7 日（木） 開会；午後 2 時 0 0 分・閉会；午後 3 時 0 0 分
開 催 場 所	行田市役所 3 0 5 会議室
出席者（委員） 氏 名	蔭山 好信、井上 文子、河井 理穂子、須藤 隆、長嶋 道枝 柳澤 俊行、吉竹 貞夫
欠席者（委員） 氏 名	小川 海治、藤田 烈
事 務 局	中村和則総務課長、須賀章博総務課主査、大谷昌弘総務課主事
会 議 内 容	・ 議事 行政機関個人情報保護法等の改正に伴う行田市個人情報保護条例の改正内容について
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 第 2 回審議会資料 7 - 1 ～ 7 - 5

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	開会前、会議の傍聴について説明し、傍聴者がいないことを報告する。 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により、会長が議長になって審議を行う。
会長	平成２９年度第２回行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の審議を開始する。 議事「行政機関個人情報保護法等の改正に伴う行田市個人情報保護条例の改正内容について」事務局より説明を求める。 【法令における個人情報及び要配慮個人情報の定義について】
事務局	資料に基づき説明。
会長	何か質問等はあるか。
須藤委員	網羅的にしなければならないなど、行政の文書なりの書き方があると思うが、一読した印象としては、吉竹委員のご意見もわかりやすい。
事務局	市民にとってわかりやすい表現とすべきという要請はある。一方、先に法令等の改正があり、法令等との整合性という観点からは、法律に基づいて記載した方がわかりやすいと考えるところである。
会長	細目や運用を条例でわかりやすくするのはいいが、定義規定そのものを違えてしまうのは抵抗がある。法律と条例のつくりの問題として、私自身としては法律に併せるべきであると考えている。もちろん、吉竹委員のご指摘のとおり、一読しただけでは法律がわかりにくい、ということもある。

須藤委員	そういった事情もわかるところである。
会長	そこをどう工夫するか、ということである。「解釈と運用」においてわかりやすく解説をするという方法もある。
井上委員	現行条例第6条第2項で「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」という部分が、改正案では「要配慮個人情報」という言葉を用いることとなった。国との整合性という観点からはしかたがないとは思いますが、どこかで「要配慮個人情報」が何を指すのかを補足することはできるのか。
会長	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の定義について、定義集のようなものを資料として出したらよいのではないか。そのほうがいちいち定義規定にあてはめなくて、それを見ながら条文を読んでいける。 【事業者に対する監督に係る規定の削除について】
事務局	資料に基づき説明。
会長	何か質問等はあるか。
井上委員	資料にある個人情報保護委員会というのは、どこの組織か。国の組織なのか、自治体に新たに組織されるのか。
事務局	国の組織である。 【改正案における個人情報の定義の規定方法について】

事務局	資料に基づき説明。
会長	何か質問等はあるか。
吉竹委員	市民にとってわかりやすく、との趣旨で意見したものであるの で、各委員にて検討いただければと考える。
会長	市民にとってもわかりやすい表現を心がけてもらいたい。
吉竹委員	今改めて考えると、「法律に準じたものをいう」という表現を付 け加える方法もあったかと思う。
会長	どのように規定するかというのはこの場で即答は難しいと思 うので、事務局には、ご意見として参考にしてもらいたい。
	【改正案における要配慮個人情報の定義の規定方法について】
事務局	資料に基づき説明。
会長	何か質問等はあるか。
委員	意見なし。
会長	先ほどの点と同様、市民にとってわかりやすくという方向性を もってこの問題に対処してもらいたい。
須藤委員	非常に些末なことだが、先ほど会長からお話しがあったよう に、法律用語の場合には括弧の中に括弧がつくということがあ る。条例改正案第2条第1号アを見ると括弧の中に括弧があるよ

	うな書き方になっている。通常の文書では鉤括弧や、二重鉤括弧を用いて細分化して表現することがあるが、法令等においてもこのような表現はできるのか。
会長	法律は括弧で統一されている。条例についてはどうか。
事務局	原則として法律に準じて規定しているところである。他例規への影響もあるので、すぐに対応するのは難しいと考える。
会長	あくまでも読みやすく工夫ができれば、ということであるが、例規審査部門と検討してもらいたい。
	【削除する条項を「削除」と明記することについて】
事務局	資料に基づき説明。
会長	先ほどの点と同様、例規審査部門と検討してもらいたい。
	【非識別加工情報制度について】
事務局	資料に基づき説明。
会長	前回の会議にて柳澤委員からご指摘のあったように、市単位で導入できるかということを考えると、国の制度の充実をまってから動くべきではないか、というのが個人的な意見である。 何かご意見等あるか。
吉竹委員	私の意見の趣旨は、この問題については審議会の中で方向づけができるような内容のものではないのではないか、ということである。今後のスケジュールの中で、議会に上程する際に、審議会

	の位置づけはどのようなになるのか。本審議会の案として上程することとなるのか。
事務局	諮問案件について前回、今回とご審議いただいた内容を、意見書というものでお出しいただくこととなる。その後は、実施機関として、その意見を参考にしながら、例規審査担当部署と検討し、実施機関の案として、議会に上程することとなる。
会長	補足すると、行田市情報公開条例第２３条があり、情報公開制度の改善を行う場合は審議会に諮問をすること、とされている。専門的な意見でなくても、皆様には活発なご意見を言ってもらい、そのご意見を聴いて、実施機関が施策を立案、実施する、という流れになっている。
河井委員	非識別加工情報制度について、一般的な導入状況はどのようなになっているのか。
事務局	網羅的に把握しているわけではないが、現状、埼玉県内で導入している自治体はないようである。なお、鳥取県で制度を導入する内容の条例改正が行われている。
河井委員	行政機関個人情報保護法における非識別加工情報制度では、個人情報ファイル簿という言葉が使われている。行田市個人情報保護条例では個人情報ファイル簿という言葉はなく、似たような言葉だと、個人情報取扱業務登録簿というものがあるが、これらは同一のものか。
事務局	個人情報取扱業務登録簿は、業務ごとに把握するものであり、ファイルごとに把握する個人情報ファイル簿とは異なるものであると考えている。非識別加工情報制度の導入に当たっては、個

長嶋委員	人情報ファイル簿の把握からはじめる必要があると考えている。 ビッグデータの活用により、商店街の売り上げがあがったという事例を見たことがある。もちろん個人情報漏えいしてはいけないというのは大前提であり、他の市との足並みをそろえていくのもわかるが、もっと前向きな考え方をもって、例えば商店街がもっと活性化するような、そういう取り組みを積極的に考えてもらいたい。また、市民にとってわかりやすいよう、制度を紹介するようなリーフレットやパンフレットなどを作成していただけるとありがたいと考える。
柳澤委員	情報の管理について、審議会としては、受け取る側が必ずしもこちらの想定するように取り扱うわけではない、ということも配慮する必要があると考える。また、非識別加工情報をすぐには導入しない、今後検討する、ということであるが、ただ今後検討する、ということではなく、具体的に、何年までにどういう形でやっていくとか、先進市に視察に行くだとか、ここではこのように検討しているが、本市にあてはめると市としてできることはこのようであるという説明をいただきたい。踏み込んだ検討をしないと、いつまでたっても進まないのではないかと考える。
会長	導入のスケジュールについては、実施機関にて検討を進め、他の自治体との連携も深めて、今後ご報告いただきたい。 【その他の改正事項について】
事務局	資料に基づき説明。
会長	何か質問等はあるか。

吉竹委員	現行条例第2条第7号に規定する電子計算機処理の定義が削除されている。これについて、前回会議の資料内で説明がなかったので、なぜ定義規定から削除されたのかお伺いしたかったものである。
事務局	説明が足らず申し訳なかった。「電子計算機処理」という用語について、現行条例では複数回条文内に出てきたが、条文の削除に伴い、改正案では1回しか出てこなくなってしまった。このため、定義規定からは削除し、当該箇所にて説明するような形式にしたところである。
会長	他に何かあるか。
委員	意見なし。
事務局	意見書の作成方法について確認したい。会議にてご審議いただいた内容をまとめたものを素案として会長と作成し、各委員に送付し内容を確認するという方法でよいか。
委員	意見なし。
会長	各委員がわかりやすいように、諮問に係る要綱を併せて送付していただきたい。 以上で、議事「行政機関個人情報保護法等の改正に伴う行田市個人情報保護条例の改正内容について」審議を終了する。